

別表1（第2条、第3条関係）

格付け総合数値による格付け基準

区分 格付け等級	県内業者・経常JV							県外業者		
	土木	建築	舗装	とび・土工	電気	塗装	その他	土木	建築	その他
S	1,110点以上							1,560点以上		
	(特定建設業の許可を有し、建設業法第15条第2号イ又はハのいずれかに該当する技術者を2名以上有する者に限る。)							(特定建設業の許可を有し、建設業法第15条第2号イ又はハのいずれかに該当する技術者を2名以上有する者に限る。)		
A	850点以上	800点以上	830点以上	800点以上	720点以上	730点以上	750点以上	900点以上	900点以上	900点以上
	(格付け等級Sに該当するものを除き、特定建設業の許可を有し、建設業法第15条第2号イ又はハのいずれかに該当する技術者を2名以上有する者に限る。)	(特定建設業の許可を有し、建設業法第15条第2号イ又はハのいずれかに該当する技術者を2名以上有する者に限る。)	(建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当する技術者を2名以上有する者に限る。)					(格付け等級Sに該当するものを除き、特定建設業の許可を有し、建設業法第15条第2号イ又はハのいずれかに該当する技術者を2名以上有する者に限る。)	(特定建設業の許可を有し、建設業法第15条第2号イ又はハのいずれかに該当する技術者を2名以上有する者に限る。)	(建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当する技術者を2名以上有する者に限る。)
B	680点以上	660点以上	590点以上	570点以上	540点以上	550点以上	570点以上	850点以上	850点以上	750点以上
	(格付け等級S又はAに該当する者を除き、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当する技術者を2名以上有する者に限る。)	(格付け等級Aに該当する者を除き、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当する技術者を2名以上有する者に限る。)	(格付け等級Aに該当する者を除く。)					(格付け等級S又はAに該当する者を除き、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当する技術者を2名以上有する者に限る。)	(格付け等級Aに該当する者を除き、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当する技術者を2名以上有する者に限る。)	(格付け等級Aに該当する者を除く。)
C	570点以上	560点以上	589点以下	569点以下	539点以下	549点以下	569点以下	750点以上	750点以上	749点以下
	(格付け等級S、A又はBに該当する者を除く。)	(格付け等級A又はBに該当する者を除く。)						(格付け等級S、A又はBに該当する者を除く。)	(格付け等級A又はBに該当する者を除く。)	
D	569点以下	559点以下						749点以下	749点以下	

注) この表の表頭県内業者・経常JVその他の欄の規定は、土木、建築、舗装、とび・土工、電気及び塗装以外の業種について適用する。

県外業者その他の欄の規定は、土木、建築以外の業種について適用する。

県外業者の欄の技術者は、直近の経営事項審査における総合評定値通知書の技術職員数の欄に記載されている者とする。